

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	育児休業代替要員としての派遣労働者の受入れについて
----	---------------------------

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（派遣労働者の受入れ）

（担当部課：福祉部高齢者支援課）

## 事業の概要

<b>事業名</b>	高齢者総合相談センター設置に伴う相談及び申請受付
<b>担当課</b>	高齢者支援課
<b>目的</b>	育児休業中の職員の代替として、高齢者総合相談センター設置に伴う相談及び申請受付業務を行う派遣労働者を配置する。
<b>対象者</b>	区内在住のおおむね65歳以上の高齢者
<b>事業内容</b>	<p>高齢者総合相談センターは、地域包括ケアを実現するための中心的なコーディネート機関として以下の業務を行う。</p> <p>1 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <p>高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように地域の基盤を整えるとともに、個々の介護支援専門員へのサポートを行う。</p> <p>2 総合相談・支援業務</p> <p>高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋げる等の支援を行う。</p> <p>3 権利擁護業務</p> <p>権利侵害を受けている、又は受ける可能性が高いと考えられる高齢者等が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。</p> <p>4 相談件数 平成27年度 43,560件</p>

## 件名 育児休業代替要員としての派遣労働者の受入れについて

保有課(担当課)	高齢者支援課
登録業務の名称	高齢者総合相談センター設置に伴う相談及び申請受付
派遣労働者に行わせる事務の内容(どのような仕事をさせるのか)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者支援課内新宿区役所高齢者総合相談センターの窓口及び電話等で、高齢者等の相談に応じる。</li> <li>2 福祉情報システム、各種帳票へのデータ入力及び記帳、整理</li> <li>3 高齢者宅、区内・区外の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム、医療機関等へ訪問し、高齢者の相談に応じる。</li> </ol>
派遣労働者に取扱わせることとなる個人情報の範囲(だれの、どのような項目か)	<p>【高齢者総合相談センター利用の高齢者に係る情報項目】</p> <p>住所、氏名、性別、生年月日、生活保護受給の有無、電話番号、介護保険認定状況、介護保険料段階、介護保険給付情報、認定調査結果・主治医意見書、疾病、障害の有無、相談・助言内容、緊急連絡先</p>
派遣事業者の名称	株式会社メディカル・コンシェルジュ(プライバシーマーク取得済)
派遣労働者を受入れる理由	高齢者支援課の担当職員が育児休業となり、業務の性質上、社会福祉士、主任介護支援専門員又は保健師の資格を有し、専門的な業務知識を持つ代替職員が必要となったため
受け入れる労働者の人数	1名
派遣労働者の受入期間	平成28年5月10日から平成28年10月28日まで
派遣労働者の受入れにあたり区が行う情報保護対策	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の段階で個人情報保護に関する内容を仕様書(資料1)に明記する。</li> <li>2 派遣労働者に、個人情報保護条例の趣旨に沿った個人情報保護に係る事項を遵守する旨の誓約書(資料2)を提出させる。</li> <li>3 採用時個人情報の保護遵守に関して研修を行う。</li> <li>4 外出の際は、個人情報の外部持ち出しについて課で作成したガイドライン(資料3)に沿った対応を確認する。</li> </ol>